

東労発基第294号の3  
平成18年8月25日

事業者団体各位

東京労働局長  
(公印省略)

過重労働による健康障害防止運動の改正について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働基準行政の推進につきましては、格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過重労働による健康障害の防止については、平成14年2月から総合的な対策を推進し、当局として、平成15年6月18日付け東労発基第193号「過重労働による健康障害防止運動の実施について」及び平成16年2月23日付け東労発基第43号の2「過重労働による健康障害防止運動の継続について」により、平成15年7月から平成20年3月までを期間として「かけがえのないあなた　かけがえのない健康」の名の下に、過重労働による健康障害防止運動を実施してきているところです。

ところで、当局が行った健康管理等に関する調査結果によると脳・心臓疾患の発症との関連性が強い長時間にわたる過重な労働を行っている事業場の割合が増加し、過重労働を原因とする脳・心臓疾患等の労災申請件数が増加し、認定事案も少なくなく、過重労働による健康障害を防止することは喫緊の課題となっています。

このような状況の中、今年4月の労働安全衛生法の改正を踏まえ、過重労働による健康障害防止対策が平成18年3月17日付け基発第0317008号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(以下「総合対策」という。)をもって厚生労働省労働基準局長から新たに示されたことから、本運動の実施要綱を別添1のとおり改正しました。

つきましては、本運動の趣旨等を改めてご理解賜り、貴団体関係事業場に周知いただきますようお願い申し上げます。

**「かけがえのないあなた　かけがえのない健康」**  
**過重労働による健康障害防止運動実施要綱**

### 1 趣旨

労働者の健康の確保は、労働福祉の根幹をなすものであり、企業の経済活動にとっても看過できない重要なものであるとともに、労働者自身においても社会生活を営む上で最も関心の高いことがらである。

最近の定期健康診断の結果によると、何らかの所見が認められる労働者の割合(有所見率)は毎年増加する傾向にあり、平成17年の結果では、受診した労働者の47.0%に所見が認められている。健康診断の項目別では、脳血管疾患や虚血性心疾患(以下「脳・心臓疾患」という。)につながる血中脂質、血圧等の有所見率が増加傾向にある。

また労災保険の給付関係においても、過重労働を原因とする脳・心臓疾患の請求件数は増加しており、認定件数も少なくない状況となっている。

このような状況の中にあって、労災認定基準の基礎となった医学的知見において、発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外・休日労働時間が長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連が徐々に強まるとしていることから、今後、過重労働による健康障害の発生を未然に防止するためには、このような長時間に及ぶ時間外・休日労働の問題の解消と適切な健康管理が極めて重要な問題となっている。

本運動は、こうした現状を踏まえ、過重労働による健康障害の未然防止を図る観点から、平成18年2月に示された「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(以下「総合対策」という。)に基づき、行政はもとより労使が一体となって、過重労働による健康障害防止運動を「かけがえのないあなた　かけがえのない健康」の名の下に実施し、もって働く人の健康の確保を図るものである。

### 2 目的

時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、衛生管理体制の整備、各種の健康診断の完全実施及びその結果に基づく事後措置、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等総合対策において示されている「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」(以下、事業者が講ずべき措置等)という。)を確実に実施することによって、疲労の蓄積等による脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりを促進するとともに、国民一般に対しても本運動の周知、啓発を行い、「健康の確保はかけがえのないもの」という気運の醸成を図ることを目的とする。

さらに、企業本社等を多く管内に有する東京労働局が本運動を主唱することにより、これら本社等の取組が全国に所在するその支店等に及ぶなど全国的な波及効果を期することとする。

### 3 実施期間

平成15年7月～平成20年3月

#### 4 主唱者

東京労働局及び管下 18 労働基準監督署

#### 5 協賛者

別添のとおり

#### 6 主唱者(局署)の実施事項

- (1) 関係団体、事業場等に対するポスター、リーフレット等の活用などによる本運動の趣旨・目的及び事業者が講すべき措置等の内容の周知
- (2) 産業保健フォーラムの開催
- (3) 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウムの開催
- (4) 東京産業保健推進センター及び各地域産業保健センターへの支援等
- (5) 事業場等による取組の好事例の収集・活用
- (6) 監督指導等の実施
- (7) 本運動の効果的推進に必要な事項の実施

#### 7 協賛団体及び関係団体等の実施事項

- (1) 傘下関係団体及び関係事業場に対する本運動の趣旨・目的及び事業者が講すべき措置等の内容の周知・指導
- (2) 傘下関係団体等に対するポスター、リーフレット等資料の配布
- (3) 事業場等による取組の好事例の収集・活用

#### 8 事業者の実施事項

- (1) 時間外・休日労働時間の削減及び労働時間の適正管理
- (2) 年次有給休暇の取得促進(計画的付与制度の活用)
- (3) 労働時間等の設定の改善
- (4) 衛生管理体制の整備(衛生管理者・産業医の選任及び職務の実施、衛生委員会の設置及び健康管理に係る適切な調査審議の実施)
- (5) 健康診断の実施の徹底と事後措置の実施
- (6) 深夜業に従事する労働者の自発的健康診断受診支援助成金制度及び労災保険による二次健康診断給付制度の活用
- (7) 労働者の健康保持増進対策の推進
- (8) 長時間労働者に対する面接指導等の実施(50人未満の労働者を使用する事業場については、地域産業保健センターを活用する等により、面接指導を行うことが望ましいこと)

#### 9 労働者の実施事項

- (1) 健康確保のための生活習慣の確立
- (2) 病気の早期発見、早期治療と再発防止
- (3) 上記8の事業者が実施する健康診断、健康保持増進対策への協力

## 過重労働による健康障害防止運動 協賛団体名簿

(社)東京労働基準協会連合会  
各地区労働基準協会  
建設業労働災害防止協会東京支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部  
(社)日本ボイラ協会東京支部  
(社)ボイラ・クレーン安全協会  
(社)日本クレーン協会東京支部  
中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンター  
(社)建設荷役車両安全技術協会東京都支部  
(社)東京都医師会  
(社)東京都歯科医師会  
東京産業保健推進センター  
各地域産業保健センター  
(社)全国労働衛生団体連合会  
東京健康保持増進機関連絡協議会  
東京都産業保健健康診断機関連絡協議会  
(社)日本作業環境測定協会京葉支部  
(財)労災保険情報センター東京事務所  
(財)労災年金福祉協会東京労災年金相談所  
(社)日本産業カウンセラー協会東京支部  
関東心理相談員会  
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部  
東京都社会保険労務士会  
東京経営者協会  
東京商工会議所  
東京都中小企業団体中央会  
(社)東京工業団体連合会  
(社)東京乗用旅客自動車協会  
日本労働組合総連合会東京都連合会  
全国建設労働組合総連合東京都連合会